

令和7年度みやま市一般会計補正予算第1号（案）の概要

1 ポイント

○補正予算額は13億8,678万円（補正後予算現額234億5,778万円）

- ・予約制乗合タクシーの実証実験を行い、コミュニティバスの課題解決及び新たな交通体系への再編を図る。
- ・学校事故等が発生した際、迅速な通報等を行うため、市内小学校に緊急通報システムを整備する。
- ・避難所の生活環境改善のため、テント式パーティション等の避難所資機材を追加購入する。
- ・産業団地の用地売却収入及び地域雇用創出推進基金の廃止に伴う取崩し分を企業誘致基金に積み立てる。
- ・国の物価高騰対策（定額減税補足給付金）を補正する。

2 一般会計歳入歳出補正予算の主なもの

(1) 予約制乗合タクシー実証実験事業

3,006万円

- ・令和7年10月から予約制乗合タクシーの実証実験を実施する。乗合タクシー3台を運行し、実証実験期間中はコミュニティバス（8路線）も通常運行する。実証実験の検証、分析等を行い、各種協議等が整った段階で本格運行を目指す。

運行区域：市内全域

乗降地点：市内のどこでも乗降可（ドア to ドア）

運行日：月～土曜日（祝日を含む）

運行時間：8:45～17:00（電話予約受付は平日の8:30～16:00、アプリは24時間受付）

利用料金：5km未満300円、5km以上500円

【主な補正の内容】

- ・予約制乗合タクシー実証実験事業委託料（2,220万円）
運行及び検証・分析等に要する経費。
- ・車両改修委託料（330万円）
車両3台を乗合タクシー用に改修するための経費等。
- ・乗合タクシー車両購入費（440万円）
乗合タクシー車両1台を新規購入する。

(2) 緊急通報システム整備事業

2,900 万円

- ・高田小、桜舞館小の 2 校に、学校事故発生時の迅速な通報及び教職員の集結、行動体制の構築を図ることができる緊急通報システムを整備する。また、令和 8 年度の整備に向けて、5 小学校（瀬高小・大江小・南小・清水小・水上小）の設計業務を委託する。

①緊急通報システム整備工事費（2 校分）：1,900 万円

※職員室、各教室にインターホンを設置、また児童昇降口等に押ボタン通報装置を設置する。

高 田 小：インターホン 33 基、押しボタン通報装置 1 基

桜舞館小：インターホン 23 基、押しボタン通報装置 2 基

②緊急通報システム整備設計委託料（5 小学校分）：1,000 万円

(3) 災害用備品購入費

3,085 万円

- ・避難所の生活環境を改善するため、避難所資機材を追加購入する（国 1/2 補助）。

テント式パーティション 909 張

折りたたみ簡易ベッド 469 台

災害用簡易組立トイレ 7 台

炊き出し用資機材 2 台

(4) 電子入札システム導入事業・介護認定審査会タブレット導入事業（介護保険事業特別会計）

520 万円

- ・電子入札システムを導入することにより、入札手続きの省力化・効率化を図る。令和 8 年 1 月から運用開始予定（事業費：173 万円）。また、介護認定審査会にタブレット端末及び会議システムを導入し、審査会や事務の効率化、ペーパーレス化を推進する。令和 7 年 10 月から運用開始予定（事業費：347 万円）。2 事業ともに国 1/2 補助。

(5) 企業誘致基金積立金

11 億 445 万円

- ・産業団地用地売却収入及び企業誘致基金に統合する地域雇用創出推進基金の取崩し分を積み立てる。

積立額：産業団地用地売却収入分 8 億 8,775 万円

地域雇用創出推進基金の取崩し分 2 億 1,638 万円

(6) 定額減税補足給付金給付事業 … 別紙参照

1 億 7,539 万円

- ・ 所得税及び個人住民税の定額減税において、令和 6 年度に給付した定額減税補足給付金（当初調整給付）に不足が生じた方等に対し、不足額給付金を給付する（給付見込者 5,000 人）。

3 補正予算の財源

○使用料及び手数料	90 万円
○国庫支出金	1 億 9,371 万円
○県支出金	250 万円
○財産収入	8 億 8,775 万円
○繰入金	2 億 1,788 万円
○繰越金	8,195 万円
○諸収入	210 万円

注）端数処理の都合により、合計が一致しない場合があります。

定額減税補足給付金給付事業… 税務課

＜概要＞

所得税及び個人住民税の定額減税において、令和6年度に給付した定額減税補足給付金（当初調整給付）に不足が生じた方等に対して、不足額給付金を給付する。

＜基準日＞

令和7年1月1日（個人住民税の賦課期日）

＜対象者と給付額＞

■不足額給付Ⅰ…約3,400人

対象者：納税義務者本人の合計所得額が1,805万円以下で、次の①または②に該当する者。

①令和6年分所得税額が所得税の定額減税可能額（3万円×減税対象人数（※1））を下回る者で、当初調整給付額に不足が生じた者。

②令和6年度個人住民税所得割額が個人住民税所得割の定額減税可能額（1万円×減税対象人数）を下回る者で、当初調整給付額に不足が生じた者。

（※1）減税対象者人数…本人、同一生計配偶者及び扶養親族

給付額：「所得税及び個人住民税分の特別税額控除不足額」－「令和6年度に支給した定額減税補足給付金」＝不足額給付金（1万円単位で切上げ）

■不足額給付Ⅱ…約1,600人

対象者：以下のいずれの要件も満たす者。

①所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の者

②税制度上「扶養親族」の対象外となる者（青色申告専従者など）

③低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない者

給付額：1人あたり原則4万円

＜給付方法＞

対象者に支給確認書等を郵送。支給確認等書等の提出後、指定された口座へ順次振込。

＜申請期限＞

令和7年10月31日

＜予算額合計＞

1億7,539万円（国10/10補助）

【内訳】 給付金 1億6,260万円

事務費 1,279万円